

津 市 公 報		第 3 5 号 平成 1 9 年 6 月 5 日 火 曜 日
目 次		
規 則		
・ 美里村簡易水道水源保護条例施行規則等を廃止する規則		
・ 津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則		
・ 津市ボルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則		
告 示		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
・ 公示送達		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
・ 地縁による団体の認可		
・ 国民健康保険被保険者証の無効		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
・ 市議会定例会の招集		
・ 公示送達		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
・ 地縁による団体の認可		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
・ 認可地縁団体の告示事項の変更		
公 告		
・ 犬の抑留		
・ 地籍調査事業の実施計画		
・ 三重短期大学専任教員の募集		
・ 住民基本台帳閲覧事項		
・ 開発行為に関する工事の完了		
・ 開発行為に関する工事の完了		
・ 犬の抑留		
・ 犬の抑留		
・ 犬の抑留		
教委告示		
・ 教育委員会の招集		
選管告示		
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について		
・ 在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について		
水管規程		
・ 津市水道水源保護条例施行規程		
水道告示		
・ 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定		
・ 水源保護地域の指定		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

美里村簡易水道水源保護条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 20 号

美里村簡易水道水源保護条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 美里村簡易水道水源保護条例施行規則（昭和 63 年美里村規則第 1 号）
- (2) 白山町水道水源保護条例施行規則（昭和 63 年白山町規則第 9 号）
- (3) 美杉村水道水源保護条例施行規則（平成 9 年美杉村規則第 3 号）

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 21 号

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成 18 年津市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中第 9 号を第 11 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

10 三重県交通災害共済の加入等に関すること。

第 21 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

7 市税及び税外収入金の収納に関すること。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 22 号

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則（平成 18 年津市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中第 9 号を第 11 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(10) 三重県交通災害共済の加入等に関すること。

第 22 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 市税及び税外収入金の収納に関すること。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

津市告示第 1 6 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年津市告示第 4 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 5 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

津グリーンビレッジ雲出自治会

三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 5 9

代表者 黒 宮 寛 之

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	太 田 勝 也 三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 9 6
変更後	黒 宮 寛 之 三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 3 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 1 9 年 3 月 2 5 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年津市告示第 1 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 5 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

垂水町自治会

三重県津市垂水 1 1 1 0 番地 1

代表者 市 川 朗

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	鯖 戸 利 成 三重県津市垂水 8 1 9 番地
変更後	市 川 朗 三重県津市垂水 1 0 3 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 1 9 年 3 月 2 5 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 6 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 5 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

新堂地区

三重県津市美杉町八知 5 5 5 2 番地

代表者 島田 和典

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	藤原定行 三重県津市美杉町八知 3 8 3 9 番地 2
変更後	島田和典 三重県津市美杉町八知 5 8 3 2 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 1 9 年 4 月 1 6 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 6 7 号

下記の者に対する配当計算書および充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 1 9 年 5 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 168 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年美杉村告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 17 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

大御堂地区

三重県津市美杉町八知 5 1 5 3 番地 1

代表者 前川 恭徳

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	生駒勝造 三重県津市美杉町八知 4 5 4 9 番地
変更後	前川恭徳 三重県津市美杉町八知 3 8 9 4 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 19 年 4 月 21 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 6 9 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

三多気区

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦を図り、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行うこととする。

(1)共有資産の造成と維持管理

(2)住民の福祉増進及び生活環境の整備

(3)三多気の桜の保存と文化的遺産等伝承保存整備

(4)精進祭の伝承と後継者育成強化

(5)公共的事業の推進及び事業委託等への協力

(6)行政と緊密な連絡を図り、住民の企画や要請による事業等の推進

(7)その他、本会が必要とする事項

3 区域

本会の区域は、津市美杉町三多気全域とする。

4 事務所

三重県津市美杉町三多気 3 9 0 番地

5 代表者の氏名及び住所

松井 理

津市美杉町三多気 4 2 1 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号および第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

津市告示第 170 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 19 年 5 月 23 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2165665	平成 18 年 10 月 1 日	平成 19 年 4 月 25 日
9102866	平成 18 年 10 月 1 日	平成 19 年 5 月 7 日

津市告示第 171 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 7 年白山町告示第 89 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 23 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

白山町北家城自治会

三重県津市白山町北家城 353 番地

代表者 長 谷 川 直 道

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小 林 厚 美 三重県津市白山町北家城 448 番地 1
変更後	長谷川 直 道 三重県津市白山町北家城 162 番地 1

3 変更の理由及び年月日

平成 19 年 4 月 22 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 7 2 号

平成 1 9 年第 2 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 5 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成 1 9 年 6 月 1 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 173 号

下記の者に対する交付要求通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受け
るべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年5月25日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
津市高茶屋小森町268 7番地3	株式会社 新光土木	

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算
して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

津市告示第 1 7 4 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 5 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 名 称

大里山室町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な協同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡事務に関すること
- (2) 美化・清掃等区域内の生活環境の整備に関すること
- (3) 集会施設の維持管理に関すること
- (4) 自治会の主催する行事への参加に関すること
- (5) 市の関係諸機関との連携を密にし、当地区に対する施策の推進に関する
こと
- (6) その他目的を達するために必要なこと

3 区域

本会の区域は、津市大里山室町の全部とする。

4 事務所

三重県津市大里山室町 3 6 5 5 番地 1

5 代表者の氏名及び住所

草 深 薫

三重県津市大里山室町 2 3 7 4 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8
条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得
なければならない。

9 認可年月日

平成 1 9 年 5 月 2 5 日

津市告示第 175 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月29日

津市長 松田直久

1 名称

川上学区

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 住民福祉活動等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備及び集会施設の維持管理
- (3) 共有財産の管理育成と権利保護
- (4) 森林に係る植林及び測量等の研究実習
- (5) その他目的達成のため必要とする事項

3 区域

本会の区域は、別表のとおりとし、宮ノ本下・宮ノ本上・中野・非浦・相
地・中村上・中村下の各自治会の区域とする。

4 事務所

代表者の住所に置く。

5 代表者の氏名及び住所

岡野正男

津市美杉町川上3849番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68
条第1項第3号および第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得
なければならない。

9 認可年月日

平成19年5月29日

津市告示第 176 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 11 年白山町告示第 72 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 29 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

白山町上ノ村自治会

三重県津市白山町上ノ村 2244 番地

代表者 森 田 正 孝

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 正 治 三重県津市白山町上ノ村 1258 番地 2
変更後	森 田 正 孝 三重県津市白山町上ノ村 867 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 19 年 4 月 30 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 3 9 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 5 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

西千歳ヶ丘自治会

三重県津市垂水 2 9 2 7 番地 1 2 1

代表者 水 谷 文 憲

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	磯 貝 久 壽 三重県津市垂水 2 9 2 7 番地 7 7
変更後	水 谷 文 憲 三重県津市垂水 2 9 1 0 番地 8

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 1 9 年 4 月 8 日の定期総会において新任されたため。

津市公告第 7 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 5 月 1 7 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 5 月 2 2 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 高茶屋小森町	雑種	ベージュ	メス	中	不明	長毛
2	津市 高茶屋小森町	雑種	白	メス	中	不明	
3	津市 大里小野田町	雑種	黒茶	メス	中	不明	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 7 4 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 1 9 年 5 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 事業計画が公示された年月日

平成 1 9 年 5 月 1 5 日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査区域

高茶屋 A 1、三郷（新開）、足坂 2、林川原 2、林川原 3、大広①、佐田①、鴉谷

4 調査期間

公告の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで

津市公告第 7 5 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集する。

平成 1 9 年 5 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 専門分野

労働法

2 担当科目

労働法及び関連する法律科目

3 採用職

教授、准教授または講師

4 採用人員

1 人

5 応募資格

大学院修士課程（博士課程前期）修了（平成 1 9 年 9 月末修了見込みも含む）、若しくはそれと同等以上の研究上の業績を有すること。

なお、採用後は津市またはその周辺等に居住できること。

6 採用予定日

平成 1 9 年 1 0 月 1 日

7 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。

8 面接日

平成 1 9 年 8 月 2 4 日（金）（面接予定者には、8 月 8 日（水）又は 8 月 9 日（木）に電話若しくは電報で連絡する。交通費は支給しない。）

面接を受ける者は、面接時に健康診断書を提出すること。

9 選考方法

本学教授会において、審議のうえ決定する。

10 応募締切

平成 1 9 年 7 月 1 3 日（金）（午後 5 時までに必着のこと。）

11 提出書類

(1) 応募書類一覧表

(2) 履歴書（写真を貼り付け、連絡先を明記すること。）

(3) 修了証明書又は単位取得証明書

(4) 研究業績一覧表（業績のうち主要なもの 3 点に○印を付すること。）

(5) 業績、論文等、又はその写し

(6) 研究業績のうち主要３点に係る概要

(7) 研究指導者等の推薦状（任意）

1 2 書類提出先

〒 5 1 4 － 0 1 1 2

三重県津市一身田中野 1 5 7 番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「労働法専任教員応募書類在中」と朱書きすること。）

1 3 その他

この応募の詳細については、三重短期大学事務局までお問い合わせください。

電話（０５９－２３２－２３４１）、FAX（０５９－２３２－９６４７）

E-mail 232-2341@city.tsu.mie.jp

津市公告第 7 6 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項及び第 1 1 条の 2 第 1 2 項の規定により、住民基本台帳閲覧状況について別紙のとおり公告します。

平成 1 9 年 5 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府国民生活局 (財団法人 中央調査社)	臓器移植に関する世論調査	平成 18 年 11 月 1 日	久居幸町地区の一部
芸濃町岩原区自治会	地縁団体の認可申請用の名簿作成のため	平成 18 年 11 月 1 日	芸濃町棕本岩原地区
内閣府大臣官房政府広報室 (社団法人新情報センター)	家庭（家族の法制）に関する世論調査	平成 18 年 11 月 7 日	高茶屋 5 丁目 20 歳以上男女
株式会社 報道新聞社	若年層の有権者に対する政治・選挙に関する意識調査	平成 18 年 11 月 14 日	市内 20 歳以上の男女
独立行政法人労働政策研究研修機構 (財団法人 中央調査社)	就業・社会参加に関する世論調査	平成 18 年 11 月 17 日	神納町 15 番～
玉置 幸伸	栗真小川地区厄年歳名簿作成	平成 18 年 11 月 22 日	栗真小川町住民（昭和 64.58.50.41.42.22.6 年大正 9 年生）
内閣府国民生活局 (社団法人新情報センター)	国民生活選好度調査	平成 18 年 11 月 30 日	美川町 6 ～ 8 番
国土交通省・水資源局土地情報課 (財団法人 中央調査社)	土地問題に関する国民の意識調査	平成 18 年 11 月 30 日	高茶屋五丁目
内閣府大臣官房政府広報室 (社団法人新情報センター)	治安に関する世論調査	平成 18 年 12 月 7 日	河芸町影重 2901 番地～
内閣府少子・高齢対策担当 (社団法人新情報センター)	少子化対策と家族・地域の絆に関する意識調査	平成 18 年 12 月 19 日	片田志袋町 1 1 7 番地～

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
栄町四丁目自治会	老人会活動名簿作成	平成 18 年 12 月 26 日	栄町 65～70 歳男女
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 中央調査社)	社会意識に関する世論調査	平成 18 年 12 月 28 日	栗真町屋町 成人男女
文化庁文化部国語課 (財団法人 中央調査社)	国語に関する世論調査	平成 18 年 12 月 28 日	一身田上津部田 16 才以上の男女
大阪ガスエレルギー文化研究所 (財団法人 中央調査社)	これからの住まいとライフスタイルに関する生活意識調査	平成 18 年 12 月 28 日	白山町稲垣 20～69 才の男女
慶応義塾大学経済学研究科 (財団法人 中央調査社)	就業と生活についてのおたずね調査	平成 18 年 12 月 28 日	牧町、新家町 20～69 才の男女
津市教育委員会久居事務所	市民大学新規入学資格取得者名簿の抽出	平成 18 年 12 月 1 日から 12 月 14 日	久居地区全域
日本銀行情報サービス局 (財団法人 中央調査社)	生活意識に関するアンケート調査	平成 19 年 1 月 12 日	上浜町六丁目 4～9 番 20 歳以上の男女
増田 耕治	栗真中山地区厄年歳名簿作成	平成 19 年 1 月 16 日	栗真中山町住民
内閣府大臣官房政府広報室 (社団法人新情報センター)	障害者に関する世論調査	平成 19 年 1 月 17 日	江戸橋 1 丁目 10 番地～ 20 歳以上男女
日本たばこ産業(株) (株)ビデオリサーチ)	2007 年全国たばこ喫煙者率調査	平成 19 年 1 月 24 日	大園町、柳山津興、久居新町、一志町石橋、其倉、大仰

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
別府 祥紘	栗真町屋町千王神社氏子長寿祭招待者通知	平成 19 年 2 月 7 日	栗真町屋町70,77,80,88,90 歳の男女
河芸町中別保老人クラブ 保生会	新年度会員名簿作成のため	平成 19 年 2 月 13 日	中別保および新上野（一部）地区
津市北郊地区民生委員・児童委員協議会 会長細野正也	担当地区の学齢児童を把握し活動に役立てる為	平成 19 年 2 月 14 日	白塚町及び栗真地区の学齢児童
(株)野村総合研究所 (財団法人 中央調査社)	放送に関する世論調査	平成 19 年 2 月 16 日	白山町の一部
高鶴 栄子	志袋団地子供会入会案内通知	平成 19 年 2 月 19 日	志袋団地新小学 1 年生
内閣府政策（共生社会政策担当） (社団法人新情報センター)	食育に関する意識調査	平成 19 年 2 月 21 日	雲出長常町の 20 歳以上男女
内閣府政策（共生社会政策担当） (株)サーベイリサーチセンター)	情報化社会と青少年に関する意識調査	平成 19 年 2 月 22 日	一志町高野 10～17 歳男女
高松 香織	安濃町清水子供会新規加入対象者調査	平成 19 年 2 月 22 日	安濃町シャローム・佐倉団地・清水地区自治会
(財) 生命保険文化センター (財団法人 中央調査社)	生活保障に関する調査	平成 19 年 2 月 27 日	一志町井関 18～69 歳男女
日本大学人口研究所 (財団法人 中央調査社)	仕事と家庭に関する全国調査	平成 19 年 2 月 27 日	丸之内 20～59 歳男女

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
財団法人日本宝くじ協会 (財団法人 中央調査社)	宝くじに関する世論調査	平成 19 年 3 月 5 日	牧町 18 歳以上男女
萩野地区老人クラブ	新しく会員になる者の確認	平成 19 年 3 月 12 日	芸濃町萩野地区
曾根子ども会	新規加入者対象者調査	平成 19 年 3 月 22 日	安濃町曾根地区自治会
三行老人会	新 65 歳の方の老人会入会勧誘のため	平成 19 年 3 月 29 日	河芸町三行地区
林区	老人会新会員の確認	平成 19 年 3 月 30 日	芸濃町林地区
美里町長谷山ハイツ 代表 瀬永 奨稟	老人会の案内通知のため	平成 19 年 3 月 30 日	長谷山ハイツ

津市公告第 77 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 25 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 19 年 5 月 15 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居野村町字西生子 882-1 ほか 70 筆（第 3 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内 9-18

三交不動産株式会社

取締役社長 柳生 利勝

津市公告第 78 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 25 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 19 年 5 月 22 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市夢が丘一丁目、夢が丘二丁目（5－2 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市栄町 1 丁目 891

日本勤労者住宅協会（業務取扱団体）三重県労働者住宅生活協同組合
理事長 武田 民雄

津市栄町 1 丁目 891

三重県労働者住宅生活協同組合 理事長 武田 民雄

津市大倉 19－1

日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也

津市公告第 79 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 5 月 30 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 19 年 5 月 25 日

2 抑留期間 平成 19 年 5 月 31 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 栗真町屋 町	雑種	黒白	オス	中	不明	黒い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 8 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 5 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 5 月 2 2 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 5 月 2 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白茶	不明	中	1 歳 未満	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 8 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 5 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 5 月 2 8 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 6 月 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	黒白	不明	中	不明	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市教育委員会告示第5号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年5月25日

津市教育委員会

委員長 中西 智 子

- 1 招集の日時 平成19年5月28日（月）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - （1）津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
 - （2）津市就学指導委員会委員の一部委嘱替えについて
 - （3）津市生涯学習スポーツ審議会委員の一部委嘱替えについて
 - （4）津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部の改正について
 - （5）平成19年度津市一般会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について

津市選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定める。

平成19年5月17日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

- | | |
|------------|--|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成19年6月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで) |

津市選挙管理委員会告示第 80 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記
載した書面の縦覧に関し、次のとおり定める。

平成 19 年 5 月 17 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

- | | |
|------------|--|
| 1 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 縦覧に供する期間 | 平成 19 年 6 月 3 日から同月 7 日まで
(毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで) |

津市水道水源保護条例施行規程をここに公布する。

平成 19 年 5 月 29 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

津市水道事業管理規程第 2 号

津市水道水源保護条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市水道水源保護条例（平成 19 年津市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定による協議は、対象事業実施（対象事業場変更）協議書（第 1 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 対象事業計画書
 - (2) 対象事業を実施する区域を示す図面及びその付近の見取図
 - (3) 対象事業を行う工場その他事業場の計画平面図
 - (4) 対象事業を行おうとする者又は既設対象事業場の施設の構造若しくは規模の変更若しくは事業の範囲の変更を行おうとする者（以下「事業者」という。）が、法人の場合にあってはその法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
 - (5) その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類
- (事前措置)

第 3 条 事業者は、条例第 6 条第 1 項の規定により、説明会の開催その他の措置をとろうとするときは、あらかじめ対象事業措置実施計画書（第 2 号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 事業者は、条例第 6 条第 1 項の規定により、説明会の開催その他の措置をとったときは、その結果について速やかに対象事業措置実施結果報告書（第 3 号様式）により管理者に報告しなければならない。

(勧告)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項の規定による勧告は、対象事業協議（措置）勧告書（第 4 号様式）により行うものとする。

(認定通知)

第 5 条 条例第 6 条第 3 項の規定による通知は、規制対象事業場認定通知書

（第５号様式）により行うものとする。

（一時停止命令）

第６条 条例第８条第２項の規定による一時停止命令は、建設工事一時停止命令書（第６号様式）により行うものとする。

（中止命令）

第７条 条例第９条の規定による中止命令は、建設工事中止命令書（第７号様式）により行うものとする。

（委任）

第８条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成１９年６月１日から施行する。

津市水道局告示第 9 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 1 9 年 5 月 2 3 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	指定年月日
A y a	津市白塚町 1 0 8 0 番地 5 1	平成 1 9 年 5 月 8 日
有限会社小林組	津市白山町川口 5 0 7 4 番地の 5	平成 1 9 年 5 月 8 日
高橋建設有限会社	松阪市新松ヶ島町 1 8 4 番地 1	平成 1 9 年 5 月 8 日
有限会社石田建設	津市稲葉町 3 8 6 0 番地の 3	平成 1 9 年 4 月 2 6 日

津市水道局告示第 10 号

津市水道水源保護条例（平成 19 年津市条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、水源保護地域を次のとおり指定し、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

平成 19 年 5 月 24 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

1 範囲

津市片田久保町字菅ヶ谷 1745 番地及び 1745 番地 1、片田薬王寺町字大谷、字北谷、字釘貫及び字倉谷、久居東鷹跡町、久居西鷹跡町、久居万町、久居中町の一部、久居幸町、久居旅籠町、久居寺町の一部、久居元町、久居小戸木町、久居井戸山町字大口新開の一部、字奥ノ谷、字野新畑、字東興の一部、字東畑の一部及び字行成、久居野口町、久居新町の一部、久居本町、久居二ノ町、須ヶ瀬町、川方町字荒野、字池田、字大口甲、字川原、字口明、字コウゾ、字里の内、字里の内新畑、字鮫ヶ谷、字城ノ越、字棚田、字中通り及び字野中、牧町、新家町、木造町、戸木町字庵山、字青木、字赤部、字蟻ヶ平尾、字池尻、字井田、字今瀬、字上野、字卯ノ花、字大塚、字梶岡、字上立石、字川畑、字北池原、字北浦、字北興、字北大川、字北川原、字北小池、字北岨、字沓碕、字久保屋敷、字小袋、字坂下、字里前、字三角、字三丁山の一部、字下川原、字下立石、字正福寺、字城ノ前、字城山、字末田、字末田下立石、字高川原、字立野、字多度、字導垣内、字敏太、字中川原、字長碕、字西浦、字西池原、字西鼓、字西羽野、字機の前、字濱塚、字日置き田、字東池原の一部、字東鼓、字東出、字東羽野、字深、字宝禄、字南池原、字南大川、字南川原、字南小池、字南羽野、字桃里、字焼野、字矢碕、字若宮及び字若山、庄田町、森町、久居一色町、中村町、大鳥町、稲葉町、久居緑が丘町一丁目、久居緑が丘町二丁目、・原町、青葉台一丁目、青葉台二丁目、美里町五百野、美里町足坂、美里町三郷、美里町南長野、美里町北長野、美里町平木、美里町桂畑、美里町家所字今里、字漆谷、字大谷、字倉谷、字坂東谷及び字枇杷谷、美里町穴倉字庵ノ谷、字鍛冶谷、字経ヶ峰、字古垣内、字師子頭、字滝谷、字中之谷、字二重坂、字冷畑、字百川、字ヒヨ畑、字水境及び字横吹、美里町高座原字青谷、字芦谷、字大畑、字蒲ヶ谷、字草安、字蛇谷、字高空、字高山、字立石、字七回り、字羽舞場、字寒畑、字宝行及び字道列、美里町船山字庵ノ谷、字小倉、字垣内、字滝ヶ谷、字辻ヶ尾及び字山郷谷、一志町井生、一志町大仰、一志町石橋、一志町井関、一志町波瀬、一志町八太、一志町片野、一志町小山、一志町其村、一志町庄村、

一志町小戸木、一志町新沢田、一志町平生、一志町虹が丘、一志町みのりヶ丘、一志町高野、一志町田尻、一志町日置、一志町其倉、白山町南家城、白山町北家城、白山町藤、白山町二俣、白山町真見、白山町城立、白山町小杉、白山町大原、白山町福田山、白山町川口、白山町二本木、白山町岡、白山町三ヶ野、白山町佐田、白山町中ノ村、白山町南出、白山町上ノ村、白山町垣内、白山町八対野、白山町稲垣、白山町古市、白山町山田野、白山町伊勢見、美杉町竹原、美杉町八手俣、美杉町八知、美杉町太郎生、美杉町三多気、美杉町杉平、美杉町石名原、美杉町川上、美杉町奥津、美杉町丹生俣、美杉町上多気、美杉町下多気並びに美杉町下之川

2 位置

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その位置図を津市水道局に備え置いて縦覧に供する。）